

# 令和6年11月10日に発生した高病原性鳥インフルエンザで 影響を受けた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

## 災害復旧対策資金(一般枠)

### ご利用いただける方

令和6年11月10日に発生した高病原性鳥インフルエンザに起因して、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している中小企業者の方

※ 売上げが減少していることについて、知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。ご利用を希望される方は、最寄りの窓口で「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を提出して認定書の交付を受けてください。様式は商工金融課HPに掲載しています。

### ご融資の条件

- 融資限度額 5,000万円
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金用途 運転資金及び設備資金
- 償還期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 必要な場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 令和6年12月2日(月)から令和7年2月28日(金)の融資実行分まで

### お手続きの流れ

① 県・市町村・商工会議所又は  
商工会に認定の申請

② 取扱金融機関  
へ融資の申込み

③ 審査  
※金融機関  
※保証協会

④ 融資実行

### ご利用にあたっての注意

- 取扱期間は、令和7年2月28日融資実行分までとなっておりますので、できるだけお早めに融資の申込みをしてください。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に対処金融期間にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は、融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

### お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県庁 14階

電話 022-211-2744

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>

## 災害復旧対策資金についてのQ & A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」はどこで受け取ることができますか。

A1 申請書は、県商工金融課HPからダウンロードしてください。

災害復旧対策資金融資対象認定申請書(様式第2号の2)  
<https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0202.pdf>

Q2 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の記入の仕方を教えてください。

A2 本資金の利用を希望する方は、「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」(様式2号の2)に必要な事項を記載の上、県(商工金融課)、市町村、商工会議所、商工会のいずれかに提出し、認定を受ける必要があります。

[認定申請書「2災害の概要」の記載方法]

- (1)災害の名称 「高病原性鳥インフルエンザ」
- (2)被害発生の年月日 「令和6年11月10日」
- (3)被害の状況等 ※売上高減少の原因が高病原性鳥インフルエンザの影響であることが分かるよう記載願います。

なお、売上高の減少の状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

[申請書提出先]

県(商工金融課)、市町村(商工担当課)、商工会議所、商工会のいずれかへ提出してください。  
市町村担当課一覧: <https://www.pref.miyagi.jp/documents/43668/ninteimadoguchi.pdf>

Q3 「最近1か月」は何月分を指しますか。

A3 原則、申請月の前月を「最近1か月」とします。  
令和6年11月の売上高が前年同月比で10%以上減少している場合は、令和6年12月中に認定申請を行ってください。  
なお、売上高の減少状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

Q4 個人事業主も対象になりますか？

A4 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

Q5 本資金の資金用途は、設備資金・運転資金のいずれでも良いのでしょうか。

A5 本資金は、令和6年11月10日に発生した高病原性鳥インフルエンザに起因した、関連中小企業者等の売上高の減少、資金繰りの悪化を対象とした資金ですので、原則として運転資金のみが対象となります。設備資金が必要となる特別の理由がある場合は、別途ご相談ください。

Q6 認定されれば、融資は実行されますか。

A6 認定書は、売上高等の認定基準を満たしていることを確認したのですが、この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による審査を受けることとなります。  
審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、利用に当たっては、あらかじめ金融機関にご相談されることをお勧めします。